

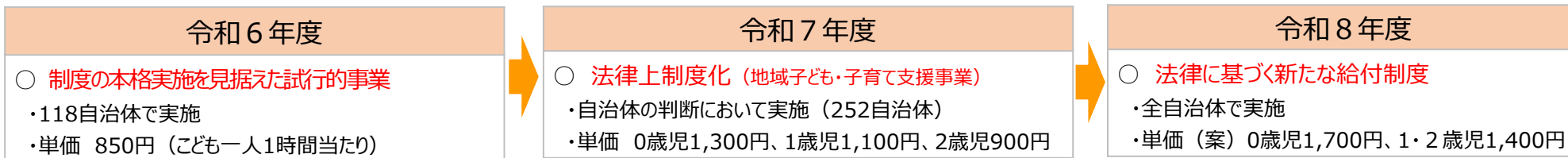
- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠（月10時間）の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設
- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化



こども誰でも通園制度総合支援システム（愛称：つうえんポータル、略称：つうポ）

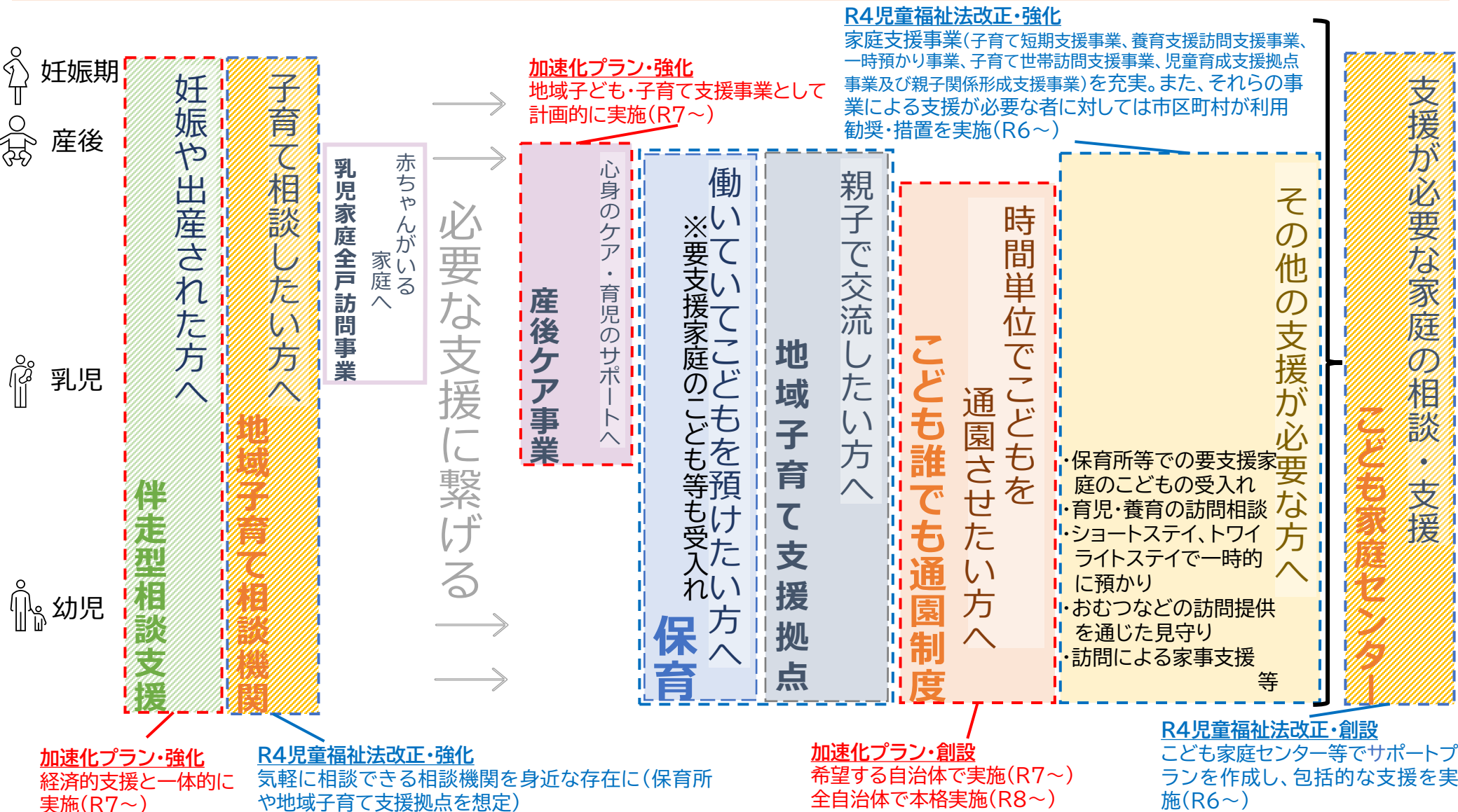
利用者は空き情報の検索や予約、事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理・自治体への請求書発行、市区町村は利用状況の確認や請求書の確認などを行うことが可能。国において設計・開発し、令和7年度から運用。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化



妊娠期から2歳児までの子ども・子育て支援の全体像

- R4児童福祉法改正や加速化プランにより、これまで比較的手薄だった妊娠期から2歳児までの支援を強化。
- これらを着実に実施していき、自治体と緊密に連携しながら取組を強力に推進。





こども[★]誰[★]でも 通園制度



全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での
支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

新たな給付として令和8年4月から全国すべての自治体で実施されます。

★この制度には全ての世代や企業の皆様から拠出いただく子ども・子育て支援金が充てられます。

こども誰でも通園制度のポイント

**保育所等に通っていない
0歳6か月～満3歳未満が対象**

**月10時間の範囲で
時間単位で利用が可能**

※ 利用時間等は市町村により異なる場合があります。詳しくは事業所の所在地市町村にお問い合わせください。

※ 制度についての詳細は、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→[こども誰でも通園制度について](#) | [こども家庭庁](#)

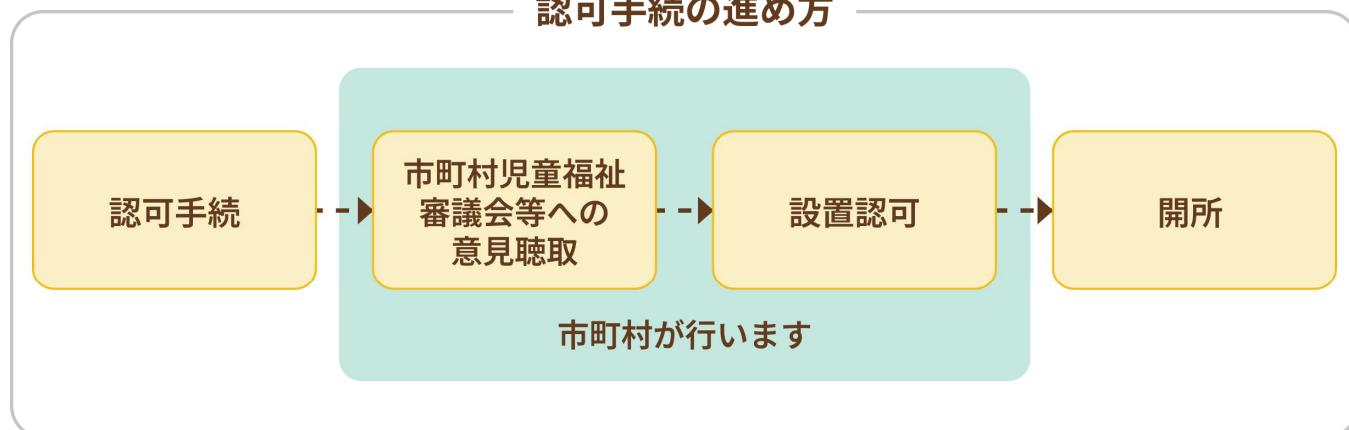


事業を始めるに当たって

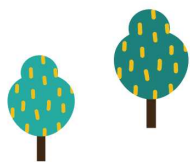


事業を行うには、事業所の所在地市町村の認可を受ける必要があります。
保育所、認定こども園、幼稚園や児童発達支援センターのほか、基準を満たす場合には認可を受けることが
可能です。具体的な基準については自治体にお問い合わせください。

認可手続の進め方



※ 認可手続に必要な書類や定款の取扱いは市町村によって異なる場合があります。詳細は事業所の所在地市町村にお問い合わせください。



こども誰でも通園制度を利用すると…



こどもにとって

家庭とは異なる経験や、地域に出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます。

年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもらえます。

事業所にとって



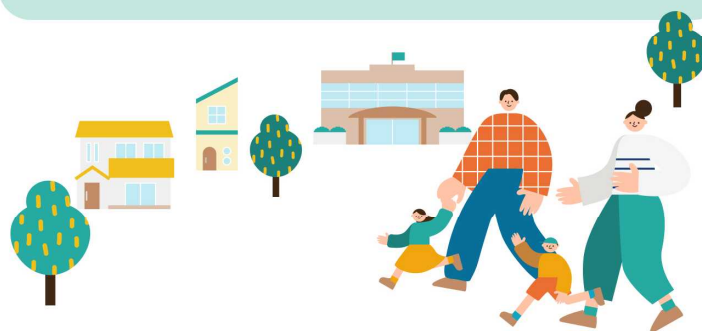
これまでの保育とは異なる難しさがある一方で、これまで接する機会の少なかったこどもや家庭と関わることで、保育者として有する専門性を地域のこどもの育ちのためにより広く発揮できます。

利用児童の減少等により定員を満たすことが難しくつつある保育所等において、キャリアを重ね、高い専門性を有する保育者などの人材を手放すことなく、事業を継続したり、発展させたりしていく可能性が広がります。

保護者にとって



専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります。



こども誰でも通園制度 総合支援システム

「つうえんポータル」とは？

「つうえんポータル」は、こども誰でも通園制度を利用するためのシステムです。パソコン・スマートフォン・タブレットで簡単に操作ができます。



予約管理

予約枠の作成・登録、予約の確定が簡単に操作できます。

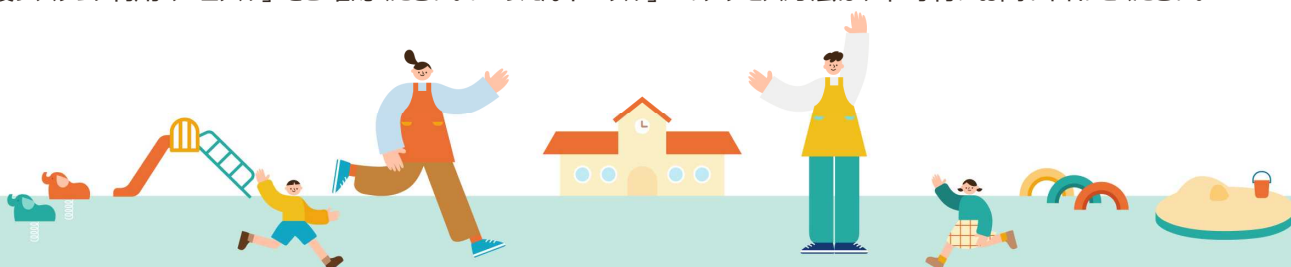
請求書発行

事業所から市町村へシステム内で請求できる機能です。

基本情報確認

アレルギーや健康状態、好きなあそびなど、こどもの情報を確認できます。

※ システムの詳しい利用方法については、「つうえんポータル」にログインいただき、サポートページに掲載されている「こども誰でも通園制度 総合支援システム 利用マニュアル」をご確認ください。「つうえんポータル」へのアクセス方法は、市町村にお問い合わせください。



提供に当たって検討すること

こども誰でも通園制度を実施する際には、提供内容に関して、以下の事項について検討します。

- ① こども誰でも通園制度単体で行うか、他の事業所等と併設して行うか（一般型か、余裕活用型か）
- ② 受け入れるこどもの年齢・時間枠はどのように設定するか
- ③ 特定の事業所の継続的な利用を進めるか、定期的でない柔軟な利用を受け入れるか等
- ④ 食事を提供するかどうか、提供する場合、提供体制、献立作成方法等
- ⑤ 親子通園を実施するかどうか、実施する場合実施回数及び期間等
- ⑥ 障害のあるこども・医療的ケア児等特別な支援が必要となるこどもや家庭の受入れをどのように行うか
- ⑦ その他（キャンセルポリシー、災害発生時等の対応）

職員向け研修制度のご案内

令和8年度より新たな研修コースを創設し、本制度に従事する保育士以外の者は、本研修を修了する必要があります。保育人材の育成と、安全・安心な保育環境づくりのため、ご協力をお願いいたします。

なお、令和8年度は従前の要件を満たす者も従事可能とするための経過措置を設けております。経過措置者や従事者は、研修動画の視聴をお願いしています。『研修動画を活用した研修実施方法解説書』をご活用ください。

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2026/03/koukai_260306_02.pdf



事業実施に当たって留意すること

① 共通事項

- 連絡先や食物アレルギーの有無など、こどもの安全を確保するために**必要な情報**は、保護者の同意を得た上で、**つうえんポータル**において提供されます。
- 食事の提供を行うかについては事業者において判断**します。対応が可能かどうかを検討の上で、給食提供を行うか、持参方式か等を決定し、利用者に対応状況が分かるよう周知しましょう。
- はじめて低年齢児を受け入れる際は、認可基準を遵守することはもとより、低年齢児の保育に関する基本的な理解を有するスタッフの確保や必要な物品を含む環境の整備が可能か等について、十分に検討を行う必要があります。

② 通園初期の対応

- 利用者の同意に基づき、家族の状況、こどもの状況、発達の状況について、**つうえんポータル**上で共有されます。
- 初回利用の前に、保護者（利用こどもの同席を基本）と**事前の面談**を行い、基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向等を把握します。
- 慣れるまでに時間がかかるこどもに対する対応として、「**親子通園**」を取り入れることで親子にとっても保育者にとっても安心につながることを期待されます。
- 通園の送り迎えの機会を捉えた保護者とのやりとりや、保護者連絡アプリ、連絡帳によるやりとり等を通じ、事業所でのこどもの様子や、家庭でのこどもの様子について共有を行うことが重要です。定期的な面談の機会を設定することも考えられます。
- 慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として**短時間からの利用**を導入する（段階的に1回の利用時間を延ばしていく）場合、こどもの様子を保護者と共有しながら、こどもが事業所で過ごす時間をどのように調整するか、保護者の意向も踏まえ検討します。



③ 年齢ごとの関わり方の特徴と留意点

- ・ こども誰でも通園制度を行う事業所には、こどもが保護者や養育者以外の大人に親しみを感じ、安心できる他者に見守られるなか、発達にふさわしい魅力的な玩具や安全に配慮し整えられた環境、発達に応じて基本的生活習慣が身につについていきやすい環境など、こどもの育ちに適した環境が整えられていることが求められます。

④ 特別な配慮が必要なこどもへの対応

- ・ 障害のあるこどもも障害のないこどもも、こども誰でも通園制度を利用できるように提供体制を整備していく必要があります。
- ・ 医療的ケアを必要とするこどもの受入に当たっては、適切かつ安全に医療的ケアを提供することはもちろんのこと、こども同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮したこども相互の関わりや関係づくりを支援することが大切です。
- ・ あらかじめ特別な配慮が必要なこどもの受入れ方針について検討し、**自治体や保護者へ周知**を行いましょう。
- ・ 特別な配慮が必要なこどもに関する研修受講や緊急時の対応についての認識の共有など、受入に必要な体制整備を行った上で、利用開始となるよう**市町村、事業者、保護者及び関係機関が連携して準備を進めることが必要**となります。
- ・ こども誰でも通園制度は、「通園」を基本とする制度ですが、こどもの障害、疾病等の程度を勘案して、集団生活や外出することが難しい状態にあるこどもに対応するために、こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについて運用上可能としています。



⑤ 計画と記録

- こどもの育ちに適した安全な環境を整え、こどもが楽しく過ごせるように見通しを持つことは重要であるため、こどもの育ちに関する**長期的見通しをもった全体的な計画**及び**一人ひとりのこどもの実態に応じた指導計画**を作成する必要があります。
- 各事業所の方針に従い、その目標を達成するために、どのようにこどもの育ちを支援するのかを示した**全体的な計画**の作成が必要です。
- 以下のような内容をベースに記録を作成しましょう。
 - ① 事業の実施内容確認の記録：活動やこども、保護者に関するトピック等、職員間で共有すべき事項を簡潔に記録
 - ② 利用児童の育ちに関する記録：利用児童の特性や育ちの経緯
 - ③ 自治体が把握し、円滑な利用につなげるための情報：つうえんポータルを活用した、事業者間で共有するこどもの過ごし方等に関する情報

より詳しい内容については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」の以下の項目をご確認ください。

- ① 共通事項
- ② 通園初期の対応
- ③ 親子通園について
- ④ 利用こどもの保護者とのコミュニケーション
- ⑤ 計画と記録

→ [こども誰でも通園制度の実施に関する手引き](#)



こども誰でも通園制度 に関わる すべての皆さまへ

市町村、都道府県、実施事業所あるいは事業実施を検討している事業所の管理者・保育者、子育て支援員研修受講者、自治体職員、保育関係団体、子育て支援関係団体、保育士養成施設等教育機関の皆さま

子育て支援員研修（地域保育コース）

選択科目 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

誰でも
無料で視聴
できます

研修動画のご案内

▶ ご利用はこちら*

URL:

https://www.murc.jp/library/survey_research_report/koukai_260306/

*三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングの
HPに掲載



趣旨

「こども未来戦略」に基づき、「こども誰でも通園制度」が新設されました。2025 年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026 年度から同法に基づく新たな給付として全国の市町村で実施されます。

- この度、子育て支援員研修（地域保育コース）の選択科目に同制度が追加されたことを受け、計4科目の研修動画及び各種資料を作成しました。

科目①.

こども誰でも通園
制度の概要

科目②.

こども誰でも通園
制度の保育内容

科目③.

こども誰でも通園
制度の運営

科目④.

こども誰でも通園制度に
おける保護者への対応

- 本研修動画には、資格を問わず、本制度に携わるすべての皆さまに視聴いただきたい内容を含めています。子育て支援員研修での活用はもちろん、自治体職員の方、事業所の管理者・保育者の方、関係団体の方等もぜひご活用ください。

資格関係 留意点

こども誰でも通園制度は、保育士資格を有していない方でも、自治体（都道府県または市町村）が実施する子育て支援員研修のうち「地域保育コース 選択科目 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」を受講し、全ての課程を修了することで事業に従事することができます。子育て支援員研修の他のコースを修了されていても、現在、子育て支援員として働いていない場合、全ての課程の修了が必要です。

- なお、保育士資格を有しない経過措置対象の従事者（現在、子育て支援員として働いている方）については、令和8年度において本事業に従事するにあたり、習熟度チェックリストによる確認とそれに応じた研修動画の視聴が必要です。

※本研修資料の著作権は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が有しています。

※自治体が本研修資料を活用して子育て支援員研修等を実施するほか、各事業所や個人が本制度の理解を深めるなどのために本研修資料を視聴等する以外で活用される場合は、著作権者である三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社の許諾等が必要となります。

※自治体、各事業所や個人の利用であつたとしても、動画中の写真など一部分のみを切り取って加工するといった使用はお控えください。スライド全体を活用し、必ず引用元を明記してください。

構成

本動画の構成

- 子育て支援員研修以外の活用では、時間を区切って必要な箇所を視聴するなど、動画の活用場面、研修等の目的などに応じてご活用いただくことも可能です。

科目①. 概要 (60分) 担当講師 尾木まり 高辻千恵	1. こども誰でも通園制度とは	17分10秒
	2. こども誰でも通園制度の意義	16分24秒
	3. 事業を実施する上での留意事項	9分9秒
	4. 全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するために	10分49秒
科目②. 保育内容 (120分) 担当講師 堀科 高辻千恵	1. こどもの理解に基づく援助	22分2秒
	2. 一人一人に応じた生活・遊びの援助	13分57秒
	3. こどもが安心して過ごせる環境づくり	16分44秒
	4. こどもとの関係づくりと利用状況等を踏まえた配慮	18分26秒
	5. こども誰でも通園制度の保育内容(演習)	8分45秒 (講義・解説部分)
科目③. 運営 (60分) 担当講師 菊地加奈子 尾木まり	1. こども誰でも通園制度の業務の流れ	23分23秒
	2. 情報提供、事前面談	18分51秒
	3. 記録、保護者への報告	5分10秒
	4. 職場倫理、チームワーク・職員間の連携、共通理解	4分47秒
科目④. 保護者への対応 (90分) 担当講師 倉石哲也 奥山千鶴子	1. 保護者への基本的な対応	15分42秒
	2. 保護者とともにこどもの育ちを支えていくための関わり	22分41秒
	3. その他の留意事項	11分8秒
	4. こども誰でも通園制度における保護者への対応(演習)	8分56秒 (講義・解説部分)

教材

公開している研修教材等

- 研修動画以外にも、「シラバス」「研修動画を活用した研修方法解説書」「研修テキスト」「習熟度チェックリスト」を公開しています。

使い方

子育て支援員研修での活用

- 子育て支援員研修のうち、本動画を含む「地域保育コース 選択科目 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」を受講し、全ての課程を修了することで事業に従事することができます。
- 「研修動画を活用した研修方法解説書」を作成しています。動画全編の視聴・部分的視聴、講師の準備、欠席者への対応等々、実施方法の例について解説していますので、研修を企画・主催する都道府県等の皆さまには、ぜひご参照ください。

自治体や事業所の管理者・保育者の方

本動画を視聴することで、制度への理解を深めることができます。

- 自治体が主催して事業所を対象に研修を行う場合は、自治体の実施要綱や規定を示して、研修を行いましょう。
- 事業所が事業所内研修を行う場合も、事業所の方針や制度の実施方法を明示していきましょう。明確になっていない場合は、動画視聴後に話し合いの場を持つことも、共通認識を持ったり、取組の理解を深めたりする上で効果的です。

※自治体やこども誰も通園制度実施事業所で従事する保育者等の皆さま向けにも「研修動画の活用方法」を作成しています。動画の活用例を紹介していますので、研修の企画等にお役立てください。

▶ ご利用はこちら* 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングのHPに掲載
URL: https://www.murc.jp/library/survey_research_report/koukai_260306/



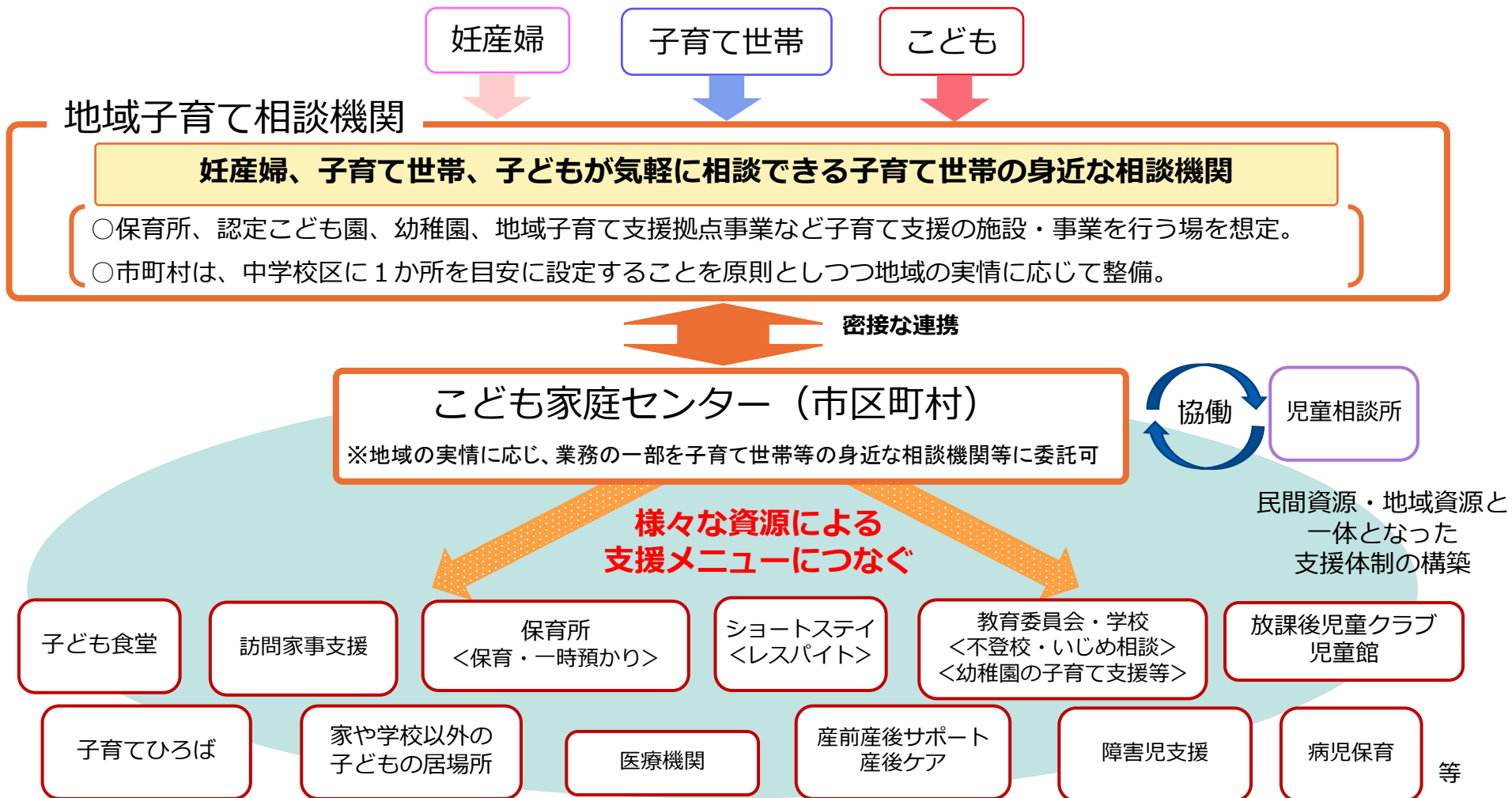
地域子育て相談機関の設置促進について

令和8年1月

こども家庭庁 成育局 成育環境課

地域子育て相談機関

- 地域子育て相談機関は、利用者にとって敷居が低く、物理的にも近距離にあり、全ての妊産婦及びこどもとその家庭からの相談に応じ、子育て世帯に対して情報発信や能動的な状況確認等による子育て世帯と継続してつながる工夫、関係機関との連携を行う機関。
- この整備により、子育て世帯との接点を増やし、こどもの状況把握の機会を増やすことを目的としている。特に、子育て世帯の中には、行政機関であるこども家庭センターに直接相談することへの抵抗感もあり得ることから、こども家庭センターを補完することを想定。
- 市町村において、地理的条件、社会的条件、子育て関連施設の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに整備。



＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和8年度予算案 2,453億円の内数（2,219億円の内数）

事業の目的

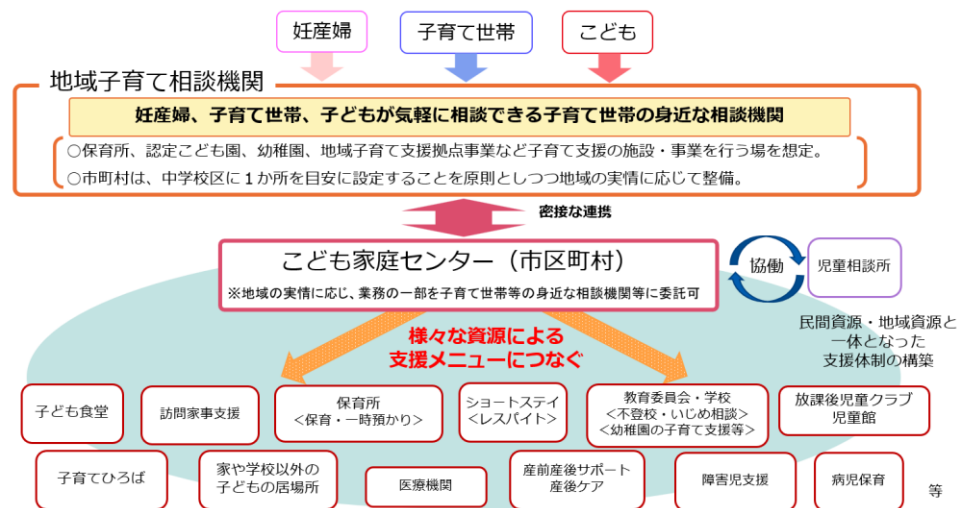
- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、市町村は、住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備に努めることとされた。
- 妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など、子育て支援を行う施設・事業所が、こども家庭センターと連携して相談対応等を行うための体制整備を行う。

事業の概要

- 児童福祉法第10条の3に基づく「地域子育て相談機関」に対する補助を行うため、利用者支援事業基本型（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）により補助。
- 中学校区に1カ所を目安に、地域の実情に応じて整備。
※公立中学校数：9,095校（文部科学統計要覧（令和6年版））

児童福祉法

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会（新設）的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足る体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国2／3・都道府県1／6・市町村1／6

※2/3の国庫補助率の対象は、財政力1未満の自治体又は原則の補助率で算出した本事業の国庫補助額が1億円を超えない自治体とし、その他の自治体は、国庫補助率を1/2とする

【補助基準額】 ※各型の要件を満たして地域子育て相談機関を設置する場合。

基本Ⅰ型 1カ所あたり 8,833千円（基本Ⅰ型基準額＋こども家庭センター連携等加算）

基本Ⅱ型 1カ所あたり 2,894千円（基本Ⅱ型基準額＋こども家庭センター連携等加算）

基本Ⅲ型 1カ所あたり 325千円（基本Ⅲ型基準額）

【実施例】

基本Ⅰ型：利用者支援事業を実施している事業所が、地域子育て相談機関として週5日以上開設

基本Ⅱ型：保育所が、研修要件を満たす専任職員を配置して地域子育て相談機関として週5日未満開設

基本Ⅲ型：保育所が、研修要件を満たす専任職員を配置せず、地域子育て相談機関として開設（既存職員で対応）

【目的】

- 地域子育て相談機関は、利用者にとって敷居が低く、物理的にも近距離に整備されていることを理想とし、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすことを目的としたものである。子育て世帯の中には、行政機関であるこども家庭センターに直接相談することに抵抗感がある家庭もあり得ることから、地域子育て相談機関が、こども家庭センターを補完することが期待されている。

【実施主体】

- 実施主体は、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）とする。なお、市町村が認めた者への委託等を行うことができる。
地域子育て相談機関の実施場所は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点事業の実施場所、児童館、その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所とする。
※その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所の例
児童養護施設や乳児院、障害児入所施設などの児童福祉施設、小児科や産科などの医療機関、公民館や大学、商業施設など

【設置区域の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに地域子育て相談機関の整備に努めることとされているが、地域子育て相談機関の趣旨及び目的を踏まえ、中学校区に1カ所を目安に設定することを原則としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましい。

【対象】

- 全ての妊産婦及びこどもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。）等を対象とする。

【業務内容】

- 各家庭が必ず一つ以上の地域子育て相談機関を設定できるよう積極的に働きかける。
- 相談支援
 - ・ 住民からの子育ての相談に応じ、実情の把握に努め、相談内容や利用者等の状況などに応じて情報提供や助言、支援につなげる。
 - ・ こども家庭センターに、迅速かつ適切に情報共有・連携し、必要な支援につなげられるようにする。
- 子育て世帯に関する情報発信
 - ・ 運営主体の特色も活かしつつ、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供及び発信を行う。
- 子育て世帯とつながる工夫
 - ・ 利用者同士の交流の場や魅力的な講座の開催など、住民が足を運びやすい環境づくりを行う。
- 関係機関との連携
 - ・ こども家庭センターや関係機関と共同して継続的な地域での見守りを行う。
 - ・ 情報共有の円滑化や支援方針の確認のため要保護児童対策地域協議会等に参画するなど関係機関と連携を行う。

【利用者情報の管理】

- 市町村は、地域子育て相談機関に対して、共通の相談記録の様式を提示すること。
- 相談記録の項目としては、相談者名、こどもの名前、こどもの年齢、相談内容、アセスメント、対応内容、対応経過、関係機関への連携に対する相談者の同意の有無を記載することとし、その他各市町村において必要と考えられる項目とする。

【職員配置】

- 利用者支援事業実施要綱の4実施方法（1）③イに定める職員を配置することを原則とする。
- ただし、既存施設に委託等を行う場合は、既存施設の職員において本設置要綱の4．業務内容及び実施体制を満たすことが可能と市町村が認めた場合はこの限りではない。

【補助形態及び補助要件】

- I型：利用者支援事業（基本I型）の開所日数と職員配置要件（※）及び地域子育て相談機関を設置。
- II型：利用者支援事業（基本II型）の開所日数と職員配置要件（※）及び地域子育て相談機関を設置。
- III型：保育所等の既存施設において配置されている職員のみで、基本型の「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合。

※実施要綱に規定する研修要件を満たす専任職員を1事業所1名以上配置。

※補助金を活用しない形での実施も可能。

【補助基準額】

- I型：1カ所あたり年額 8,833千円（基本I型基準額 8,508千円＋こども家庭センター連携等加算 325千円）
- II型：1カ所あたり年額 2,894千円（基本II型基準額 2,569千円＋こども家庭センター連携等加算 325千円）
- III型：1カ所あたり年額 325千円（基本III型基準額 325千円）

※I型II型については、夜間加算、休日加算、出張相談支援加算、機能強化のための取組加算、多言語対応加算、特別支援対応加算、多機能型加算の要件を満たした場合、上記に加えて算定することができる。

補助のイメージ

- ①利用者支援事業を実施している事業所が、地域子育て相談機関として週5日以上開設

【補助形態】I型 8,833千円

※その他要件を満たした利用者支援事業の加算が算定可能。

例えば保育所が実施する場合

- ②保育所が、研修要件を満たす専任職員を配置せず、地域子育て相談機関として開設（既存職員で対応）

【補助形態】III型 325千円

※保育所としての運営費等の必要な経費は公定価格により給付される。

- ③保育所が、研修要件を満たす専任職員を配置し、地域子育て相談機関として週5日未満開設

【補助形態】II型 2,894千円

※保育所としての運営費等の必要な経費は公定価格により給付される。
※その他要件を満たした利用者支援事業の加算が算定可能。